

東村山市情報公開制度等 運用状況 (平成28年7月～12月分)

情報公開条例公布日 平成10年12月24日

施行日 平成11年 7月 1日

総務課 情報公関係

作成日 平成29年 1月 4日

3 情報公開請求件数（平成28年7月1日～平成28年12月31日）

請求（申出）件数と決定内容の内訳												
月	請求者数 （今期の実人数 の累計）	請求数 （請求・申出数）	義務的請求 （注1）	任意的申出 （注2）	請求件数 （所管課別）	全部公開	部分公開	非公開 （注3）	文書 不存在	存否応答 拒否	検討中 （注4）	その他
7月	4	5	3	2	5	1	3		1			
8月	7	5	3	2	11	5	6					
9月	10	4	4		5	3			1			1 （取下げ）
10月	12	2	2		2		2					
11月	14	3	2	1	3	1	2					
12月	14	0			0							
合計	-	19	14	5	26	10	13	0	2	0	0	1
比率（%）	-	100%	73.7%	26.3%	100%	38.5%	50.0%	0.0%	7.7%	0.0%	0.0%	3.8%

※比率の合計欄は小数点以下を四捨五入

（注1） 義務的請求とは、条例施行日（平成11年7月1日）以後に作成又は取得した公文書に対する公開請求である。

（注2） 任意的申出とは、条例施行日（平成11年7月1日）より前に作成又は取得した公文書に対する公開申出及び条例第5条に定める義務的請求が可能なる者以外からの公開申出である。

（注3） 請求のあった公文書は存在するが、条例第6条各号に該当し非公開としたもの。

（注4） 月末時点において公開決定期間未到達、未決定あるいは請求者と連絡が取れないもの。

4 情報公開請求の所管別内訳（平成28年7月1日～平成28年12月31日）

実施機関	所管名	件数	比率(%)	実施機関	所管名	件数	比率(%)				
議会	議会事務局	1	3.8%	市長	子ども家庭部	子ども総務課		0.0%			
市長	会計課		0.0%			子育て支援課	1	3.8%			
	経営政策部	秘書広報課				0.0%	子ども育成課	6	23.1%		
		企画政策課				0.0%	児童課	1	3.8%		
		都市マーケティング課			0.0%	資源循環部	管理課		0.0%		
		総合戦略推進担当			0.0%		ごみ減量推進課		0.0%		
		行政経営課			0.0%		施設課	1	3.8%		
		施設再生推進課			0.0%	まちづくり部	都市計画課	1	3.8%		
		財政課			0.0%		まちづくり推進課		0.0%		
		情報政策課			0.0%		市街地整備課		0.0%		
	総務部	総務課	1		3.8%		用地課		0.0%		
		人事課	1		3.8%		みどりと公園課	1	3.8%		
		管財課			0.0%		道路管理課	2	7.7%		
		営繕課			0.0%		公共交通課		0.0%		
		契約課			0.0%		下水道課	2	7.7%		
		法務課			0.0%		教育委員会	教育部	庶務課		0.0%
	市民部	市民課			0.0%				学務課		0.0%
		市民協働課			0.0%	指導室				0.0%	
		市民相談・交流課	1		3.8%	(学校)			小学校	0.0%	
		課税課			0.0%				中学校	0.0%	
		納税課			0.0%	子ども・教育支援課				0.0%	
		産業振興課			0.0%	社会教育課			1	3.8%	
		環境安全部	地域安全課			0.0%			市民スポーツ課	3	11.6%
			環境・住宅課			0.0%			図書館		0.0%
	防災安全課				0.0%	公民館			1	3.8%	
	健康福祉部	地域福祉推進課	1		3.8%	ふるさと歴史館				0.0%	
		生活福祉課		0.0%	選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局				0.0%	
高齢介護課			0.0%	農業委員会	農業委員会事務局				0.0%		
障害支援課			0.0%	監査委員	監査委員事務局		0.0%				
健康増進課		1	3.8%	固定資産評価審査委員会			0.0%				
保険年金課			0.0%								
					合計	26	100%				

※比率の合計欄は小数点以下を四捨五入

5 情報公開請求の状況(平成28年7月1日～平成28年12月31日)

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
15	H28.7.5	<ul style="list-style-type: none"> 市民スポーツセンターの指定管理者選定時に提出された選定業者の企画提案書 市民スポーツセンターH25～27年度の事業報告書及び収支報告書 	H28.7.15	部分公開	ア、東村山市民スポーツセンター指定管理者提案書 イ、東村山市民スポーツセンター事業報告書 (25年度、26年度、27年度)	アの文書について 「指定管理者と取引関係のある法人名、団体名、個人名、その個人が特定できる写真」は、指定管理者の業務上の秘密・ノウハウに当たり、公開すると指定管理者の競争上又は事業運営上の利益が損なわれるおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開 イの文書について 「株式会社東京ドーム・株式会社東京ドームスポーツ・株式会社東京ドームファシリティーズの担当者の氏名及びメールアドレス、スポーツセンターに勤務する従業員の氏名(総括責任者・副総括責任者を除く)、利用者(選手コース)の氏名・生年月日、スポーツセンター運営協議会委員の氏名(委員長・理事・総括責任者・副総括責任者・公務員を除く)」は、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開 「指定管理者と取引関係のある法人の名称」は、指定管理者の業務上の秘密・ノウハウに当たり、公開すると指定管理者の競争上又は事業運営上の利益が損なわれるおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開	市民スポーツ課	※任意的申出

No.	請求 年月日	請求公文書の名称又は内容	決定 年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開 とした部分と理由	所管課	備考
16	H28.7.6	本庁舎耐震補強等改修工事に係る積算資料一式	H28.7.13	公開	H27年度「本庁舎耐震補強等改修工事」の工事設計書		総務課	※任意的申出
	H28.7.6	●●保育園に係る裁判の資料すべて	H28.9.2	部分公開	<p>事件番号H15(行ウ)第413号に係る下記書類 ア、第8回弁論準備手続調書 イ、第10回弁論準備手続調書 ウ、訴状 エ、準備書面</p> <p>事件番号H15(ワ)第15270号に係る下記書類 オ、第11回弁論準備手続調書 カ、準備書面</p>	<p>アの文書について 手続調書に付属する合意書中「事件名」は他の機関が被告となった事件であり、公開すると当該機関との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、条例第6条第4号国等協力関係情報に該当し非公開</p> <p>イの文書について 「原告(保育園設置者)の代理人名、原告住所」 ウの文書について 「原告の住所・経歴、被告(東村山市長及び市議会議員)の自宅住所、郵便番号、電話番号」 ↑ いずれも条例第6条第2号個人情報に該当し非公開</p>	子ども育成課	請求対象の公文書が多く、非公開部分の検討にも時間がかかるため、H28.9.4まで期間延長

No.	請求 年月日	請求公文書の名称又は内容	決定 年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開 とした部分と理由	所管課	備考
17						イの文書について 「原告の訴訟代理人弁護士の 氏名」 ウの文書について 「原告の訴訟代理人弁護士の 氏名・住所・連絡先・印影、訴 訟物の価格、貼用印紙額、遅 延損害金額、保育所設置検討 場所の住所、手付金割合、原 告が融資を受けた日付・金額・ 返済開始月・返済月額、用地 購入代金残額割合、支払義務 の発生により生じる原告への損 害の情報、回復困難な損害の 情報」		

No.	請求 年月日	請求公文書の名称又は内容	決定 年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開 とした部分と理由	所管課	備考
						<p>↑ いずれも個人立保育園の内部 管理情報であり、公開すると事 業運営上の利益を損なうおそ れがあるため、条例第6条第3号 法人情報に該当し非公開</p> <p>エの文書について 「答弁書、被告準備書面(1)・ (2)、準備書面(1)～(5)、証拠 説明書、証拠説明書(2)、第1 準備書面～第6準備書面」</p> <p>カの文書について 「答弁書、被告準備書面(1)・ (2)、準備書面(4)、証拠説明 書(1)・(2)・(4)、第1～第3準 備書面、第7準備書面、上申 書」</p> <p>↑ いずれも市と顧問弁護士間の 争訟の方針に関する打合せ資 料であり、公開すると特定の者 に不当な不利益が生じ、また当 該訴訟関係当事者間の信頼関 係が損なわれるおそれがあるた め、条例第6条第6号行政運営 情報イウに該当し非公開</p>		

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
18	H28.7.6	●●保育園の新規開設(認可)及び増設にあたり、市が近隣の状況を調査したかの詳細に渡る書類	H28.7.20	文書不存在		法令等で市に現地調査を義務付ける規定は無く、調査を行っていないため、請求に係る公文書は作成しておらず文書不存在	子ども育成課	
	H28.7.29	●●保育園の増改築について、H28.6.15以降の書類一切	H28.8.12	部分公開	ア、H28年度No.207起案書『●●保育園増改築事業に係る「近隣住民等へのご説明のお願い文書」の送付(伺)』 イ、H28年度No.257報告書「●●保育園からの文書の受理」 ウ、H28年度No.287報告書「H28年度保育所等整備交付金の内示(受理)」	アの文書について「保育園に関して市に出された要望書中の要望者の氏名・住所・電話番号・自宅が特定できる部分、開示請求者以外の個人に係る情報」は条例第6条第2号個人情報に該当し非公開 「要望者と取引関係のある事務所名」は特定個人を識別することはできないが、公開すると個人の権利利益を損なうおそれがあるため、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開 「保育園の増改築工事に係る契約先事業者名」は保育園の業務上の内部情報にあたり、公開すると事業運営上の利益を損なうおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開	子ども育成課	

No.	請求 年月日	請求公文書の名称又は内容	決定 年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開 とした部分と理由	所管課	備考
19						<p>イの文書について 「開示請求者以外の個人の氏名・住所、増改築工事に係る事業者の担当者名、個人の印影」は条例第6条第2号個人情報に該当し非公開</p> <p>「開示請求者以外の個人の要望が記載されている部分」は特定個人を識別することはできないが、公開すると個人の権利利益を損なうおそれがあるため、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開</p> <p>「保育園と市民の間で結ばれた覚書の内容」は保育園の内部情報にあたり、公開すると事業運営上の利益を損なうおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開</p> <p>「増改築工事に係る契約の相手方である法人の代表者印影」は条例第6条第3号法人情報に該当し非公開</p>		

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
20	H28.8.2	H27年度の政務活動費に関する各会派の報告書等すべての書類	H28.8.16	部分公開	H27年度起案書「H27年度政務活動費収支報告書による精算」 ※会派別の6件の起案書 (自由民主党市議団、公明党、日本共産党、ともに生きよう！ネットワーク、民主党、市民自治の会)	「領収書及び請求書等に押された法人の代表者印影、法人・団体・店舗等の振込先金融機関名・支店名・預金種目・口座番号、議会の会派の金融機関名・支店名・預金種目口座番号」は公開すると印影偽造、口座の不正利用など事業運営上の利益を損なうおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開 「市議会議員の携帯電話番号・クレジットカード情報、領収書等に記載された法人・団体・店舗等の担当者氏名及び印影、研修担当者の氏名、研修の案内チラシ・研修資料等に記載された講演者等の氏名(ホームページ等で公表されている者を除く)」は条例第6条第2号個人情報に該当し非公開	議会事務局	旅行会社、旅館、飲食店など不特定多数が利用する店舗の領収書に記載された代表者印影及び口座情報は公開した。
21	H28.8.3	<ul style="list-style-type: none"> •H28年度「ごみ焼却施設運転管理業務委託」に係る仕様書及び契約書 •H28年度「し尿希釈投入施設運転管理業務委託」に係る仕様書、契約書、随意契約理由が記載されている書類及び見積書 	H28.8.17	部分公開	ア、H28年度「ごみ処理焼却施設運転管理業務委託」に係る下記書類 ・契約書 ・仕様書 イ、H28年度「し尿希釈投入施設運転管理業務委託」に係る下記書類 ・契約書 ・仕様書 ・随意契約理由書 ・見積書	ア、イの文書について「契約の相手方である法人の代表者印影」は条例第6条第3号法人情報に該当し非公開	施設課	※任意的申出

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
22	H28.8.5	市、教育委員会、その他実施機関の長を契約者とするH28年度の損害保険証券の写し及び補償内容が記載されている書類 ※保険料が10万円以上のもの ※社団法人全国市有物件災害共済会又は全国市長会共済保険でかけている保険、自動車保険（自賠責保険）は不要	H28.8.18	公開	下水道賠償責任保険加入証 加入証番号16-0132130-01		下水道課	※任意的申出 本来、情報公開請求は公開対象文書を保有する各課で受付、起案を行う。しかし、本件については対象となる課が多いため、総務課情報公開係で公開対象文書を取りまとめ起案した。
				公開	道路賠償責任保険被保険者証 証券番号7105997089		道路管理課	
				部分公開	ア、賠償責任保険証券 証券番号5444458425 イ、ボランティア活動保険証券 証券番号Y102568967 ウ、賠償責任保険証券明細書 証券番号5444452019	「契約の相手方である法人の代表者印影」は条例第6条第3号法人情報に該当し非公開 ア、イの文書について「保険代理店社員の氏名・携帯電話番号」は条例第6条第2号個人情報に該当し非公開	みどりと公園課	
				部分公開	傷害保険証券 証券番号F176837677	「契約の相手方である法人の代表者印影」は条例第6条第3号法人情報に該当し非公開	子育て支援課	
				公開	賠償責任保険証券 証券番号5444408007		児童課	
				公開	ア、普通傷害保険証券 証券番号35536972732 イ、普通傷害保険証券 証券番号3553692741 ウ、賠償責任保険証券 証券番号R001710795		社会教育課	
				公開	普通傷害保険証券 証券番号5573859906		市民スポーツ課	

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
23	H28.8.16	安心子ども基金を活用して園舎を新築、増築、改築等をした保育施設において、工事を行う際に入札をしたケースがあった場合、それに関連する書類すべて	H28.8.30	部分公開	ア、入札参加結果報告書 (あきつ認定こども園) イ、入札結果報告書 (東たいてん保育園) ウ、入札実施報告書 (ニチイキッズ東村山保育園) エ、(仮称)精心幼稚園保育室施設整備事業入札参加結果報告書 オ、東村山市小規模保育園(仮称)建築工事入札状況	ア、イ、ウ、エ、オの文書について 「法人の代表者印影、各保育施設が工事業者を選定する際の入札予定価格・入札参加業者名・入札金額・落札業者名・落札金額」は保育施設の業務上の内部情報にあたり、公開すると事業運営上の利益を損なうおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開 「入札立会人氏名(NPO法人の代表者氏名は除く)、入札担当者氏名、入札執行者氏名、印影」は条例第6条第2号個人情報に該当し非公開 青葉さくら保育園及び東村山むさしの保育園の施設整備事業においても各園で入札を実施しているが、入札結果について口頭での報告があったのみであり、公文書を作成・受領していないため文書不存在	子ども育成課	国の「安心子ども基金管理運営要領」には、民間保育施設が施設整備のために安心子ども基金の交付を受ける場合は、一般競争入札など市が行う契約手続に準拠したやり方で工事業者の選定をしなければならないと定められている。 このため、どのような入札方法をとったのかについて各園から子ども育成課に報告はあるが、報告形式を文書でとは義務付けられていないため、口頭での報告も可である。 基金開始当初のH23～24年度に交付を受けた2園には口頭報告で良しとしたが、近年はより明確な確認のため、文書での報告を求めている。

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
24	H28.8.17	社会福祉法人●●●について、法人設立時の書類及び監査書類一切	H28.9.2	部分公開	ア、H26年度No.166報告書「H26年度第1回東村山市社会福祉法人設立認可審査会」 イ、H26年度No.171報告書「H26年度第2回東村山市社会福祉法人設立認可審査会」 ウ、H26年度No.176起案書「社会福祉法人設立認可(●●●)」 エ、H27年度No.136起案書「社会福祉法人指導検査の実施通知(●●●)」 オ、H27年度No.186起案書「H27年度指導検査の結果について(通知)社会福祉法人●●●」 カ、H27年度No.249報告書「H27年度実施検査の改善状況報告社会福祉法人●●●」	ア～ウ、カの文書について「法人の代表者印影」は条例第6条第3号法人情報に該当し非公開 ア、イの文書について「法人が運営する保育施設(建物)の月額賃料」 ウの文書について「法人代表理事の取引先金融機関の支店名・店番・お客様番号・取引明細、保育施設の就業規則及び給与規定中の各種手当額・職員給与表」 カの文書について「理事会議事録中の保育施設増築に関する土地の入手方法や買い取り金額の予定」 ↑ いずれも法人の内部情報にあたり、公開すると事業運営上の利益を損なうおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開 ウの文書について「保育施設内の見取り図」は建物の詳細な間取りを公開すると内部の管理状況や設備が明らかとなり、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第6条第7号犯罪の予防情報に該当し非公開	地域福祉推進課	

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
						ア～ウ、カの文書について「保育施設の職員氏名、職員及び理事の個人の印影」 ア、イ、ウの文書について「理事の生年月日・年齢・性別・電話番号・学歴・職歴・本籍地が推定される部分・所持資格(本人が公務員又は個人事業主の場合に、ホームページ等で既に公表されている情報を除く)」 ↑ いずれも条例第6条第2号個人情報に該当し非公開		
25	H28.9.1	東村山市職員の不祥事に係る書類	H28.9.4	公開	懲戒処分一覧(H19年度～28年度)		人事課	
26	H28.9.8	東村山市下水道施設の耐震対策指針と解説(1997年版)					下水道課	請求者は請求する公文書の名称に「東村山市」と付けているが、該当するものは公益社団法人日本下水道協会が発行している図書「下水道施設の耐震対策指針と解説」である。東村山市では当該指針の1997年版はないが2006年版は保有しており、下水道課窓口で閲覧可能である。その旨を請求者にお伝えしたところ、了解され請求は取下げ。

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
27	H28.9.20	<ul style="list-style-type: none"> ・市民スポーツセンターH24年度～27年度の事業報告書及び収支報告書 ・東村山駅西口公益施設サンパルネH23年度～27年度の事業報告書及び収支報告書 	H28.9.28	公開	H28年度No.284起案書「H27年度東村山市市民ステーションサンパルネ事業報告の承認」のうち「指定管理一期の収支実績及び前年比」		健康増進課	
			H28.9.28	公開	市民スポーツセンター収支報告書(H24、H25、H26、H27年度分)		市民スポーツ課	
28	H28.9.30	法律相談業務に係る利用規則	H28.10.14	文書不存在		法律相談を利用できる回数等が記載された規則等は作成していないため、文書不存在	市民相談・交流課	
29	H28.10.18	H26年度の中央・秋津・富士見・廻田・萩山公民館建物管理委託の契約書	H28.10.24	部分公開	<ul style="list-style-type: none"> ア、東村山市立中央公民館建物管理業務委託の委託契約書 イ、東村山市立萩山文化センター建物管理業務委託の委託契約書 ウ、東村山市立秋津文化センター建物管理業務委託の委託契約書 エ、東村山市立富士見文化センター建物管理及び清掃業務委託の委託契約書 オ、東村山市立廻田文化センター建物管理業務委託の委託契約書 	ア、イ、ウ、エ、オの文書について「法人の代表者印影」は条例第6条第3号法人情報に該当し非公開	公民館	

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
30	H28.10.20	秋津町●-●-●に係る下記書類 1、事業計画書 2、各課協議報告書 3、宅地開発事業計画審査願 4、建築物の建築事業計画審査願 5、宅地開発事業計画協定及び開発行為に伴う同意申請書 6、建築物事業計画協定申請書 7、地位の承諾書 8、工事着手届 9、工事完了届 10、近隣住民説明報告書 11、現状図面 12、審査結果回答及び協議報告書	H28.10.28	部分公開	秋津町●-●-●で行われた宅地開発造成工事に係る申請書類 ア、事業計画書 イ、各課協議報告書 ウ、宅地開発事業計画審査願 エ、宅地開発事業計画協定及び開発行為に伴う同意申請書 オ、工事着手届 カ、工事完了届 キ、近隣住民説明報告書 ク、現状図面 ケ、審査結果回答及び協議報告書	ア、ウ、エ、オ、カ、キ、ケの文書について 「法人の代表者印影」は条例第6条第3号法人情報に該当し非公開 アの文書について 「土地所有者の個人の印影」 ア、イの文書について 「建設担当者の氏名」 キの文書について 「近隣住民の氏名、住所」 ↑ いずれも条例第6条第2号個人情報に該当し非公開 4、6、7の請求について 事業者から申請の必要がなく、市に提出されていないため、文書不存在	都市計画課	
31	H28.11.2	H28年度の●●保育園の受入れ児童数	H28.11.15	部分公開	ア、H28年11月時点における「●●保育園児童名簿」 イ、H28年11月時点における「●●保育園分園児童名簿」	ア、イの文書について 「児童名、保護者名、住所、生年月日、電話番号」は条例第6条第2号個人情報に該当し非公開 「児童番号、保護者の所得に関する情報(均等割、所得割、所得税、固定資産税、状態暫定、保育料算定のための所得階層区分)、入所選考順位、保育料として賦課している金額」は、特定個人を識別することはできないが、公開すると個人の権利利益を損なうおそれがあるため、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開	子ども育成課	

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
32	H28.11.7	H28年度「市立第四保育園屋上防水改修工事」に係る契約内容がわかる書類	H28.11.15	部分公開	28東総契契工第110049号「市立第四保育園屋上防水改修工事請負契約書」	「契約相手方の代表者印影」は条例第6条第3号法人情報に該当し非公開	子ども育成課	
33	H28.11.8	H27.10.22付申請の公共用境界確認申請に伴う隣地所有者●●●の境界確認書面 (申請地:東村山市多摩湖町●-●-●)	H28.11.10	公開	H27年度公共用地道路境界確認報告書(27東ま道収第80号)のうち「境界確認書」(東村山市多摩湖町●-●-●)		道路管理課	※任意的申出